

第6期 中小企業 特別高圧電気料金支援金

特別高圧電力にて電力の供給を受けている山口県内の中小企業に対する支援金について、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、第6期の給付を行います。

第5期支援金を受給された事業者も再度、給付申請手続きが必要となります。

対象期間・支援金額

電力使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

支援対象期間	単価	上限額
令和8年7月分	1.8円/kWh	1事業者につき 月額 500万円
令和8年8月分	2.3円/kWh	
令和8年9月分	1.8円/kWh	

申請
受付期間

令和8年
8月27日(木)～令和8年
9月30日(水)

消印有効

受給資格を確認後、電力使用量の実績を報告いただいたのち、支援金を給付します。

特別高圧とは

特別高圧とは受給電圧が7000ボルトを超える電力の事です。
主に大規模な電力が必要となる施設や工場などで利用されています。



対象事業者（下記の各要件を満たす事業者が対象です。）

要件1

山口県内に事業所を有する中小企業者

（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）

要件2

申請日において以下のいずれかに該当する事業者

- (1) 県内に事業所を有し、自ら小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する事業者
- (2) 県内の特別高圧で受電する商業施設又は工業団地等に入居し、電力を使用する事業者

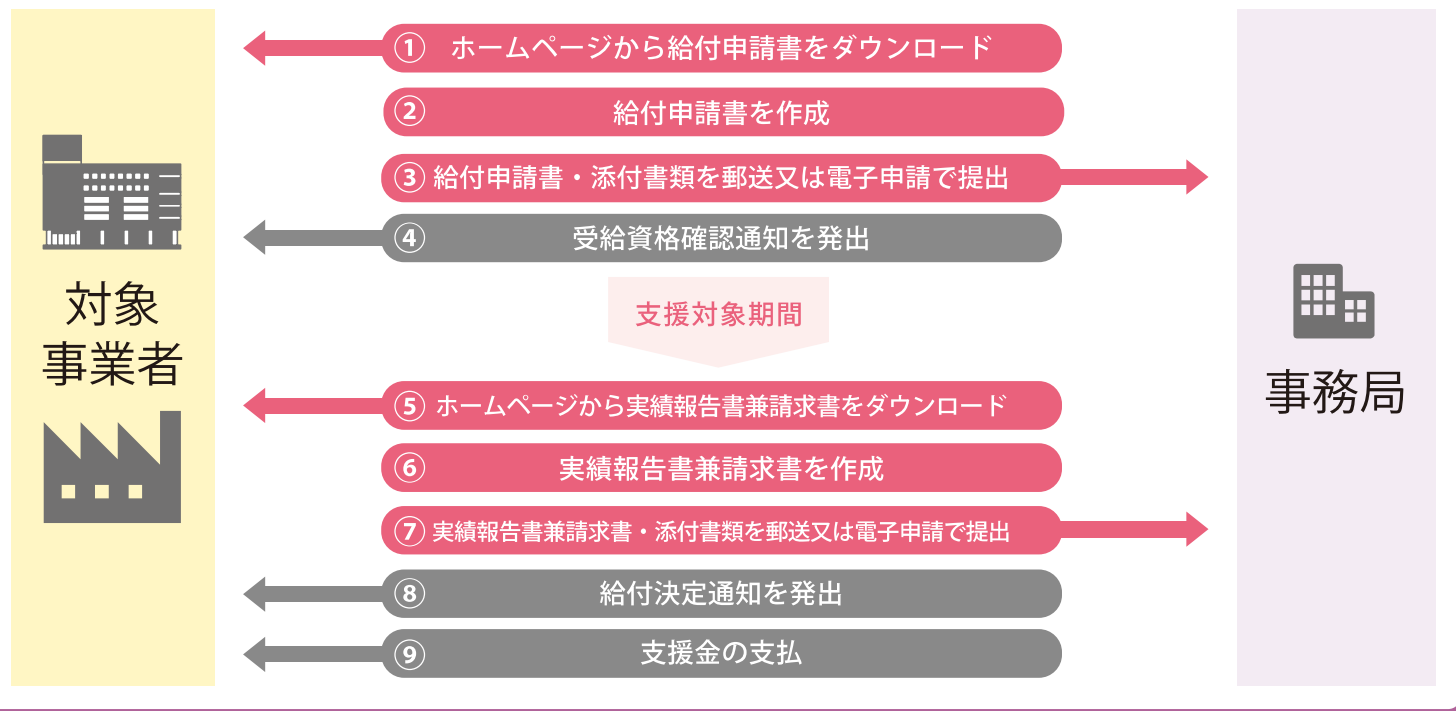
**大型商業施設の
テナント事業者等が
対象となる可能性があります。**
施設の管理者にお問い合わせください

要件3

**給付対象期間の初月における1kWh当たりの電気料金の単価が
令和4年1月における単価よりも1.0円以上上昇していること**



申請の流れ



＜詳細は募集要領（事務局ホームページ掲載）または事務局にご確認ください＞

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番



0836-38-5350

お問い合わせ等の
受付は
平日 9:00～17:00



info@yamaguchi-tokukou.jp

<https://yamaguchi-tokukou.jp>

山口県 特別高圧電気料金支援金



※事業の内容等が変更になることがありますので、ホームページで最新の情報をご確認ください。